

# 社協ケアサポートセンター宮崎訪問介護事業 重要事項説明書

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市花山手東3丁目25番地2
- (3) 電話番号 0985-52-5131
- (4) 代表者 会長
- (5) 設立年月 昭和41年11月30日

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問介護事業所  
平成22年3月23日指定 宮崎県4571500125号
- (2) 事業所の目的  
社協ケアサポート宮崎訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員（以下「職員」という。）が、要介護又は要支援の状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 社協ケアサポートセンター宮崎訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市田野町甲2848番地1
- (5) 電話番号 0985-86-2017
- (6) 管理者 田野支所長
- (7) 当事業所の運営方針
  - ① 事業所の職員は、可能な限りその居宅において生活できるよう、また有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行います。
  - ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
  - ② 宮崎市、居宅介護支援事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供及び支援に努めます。
- (8) 開設年月 平成22年3月23日
- (9) 利用定員 39人

### 3 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域

宮崎市の全域

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金  ただし、年始年末（12月29日～1月3日を除く。）
提供時間	月～金  午前8時30分～午後5時15分

ただし、営業日以外でも必要に応じてサービスを提供する場合があります。

### 4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### <主な職員の配置状況>

職 種	勤 務 体 制
1 管理者	1名（兼務）
2 サービス提供責任者	1名（専従）
3 訪問介護員	3名（非常勤）

#### <職員の勤務体制（非常勤除く）>

勤 務 体 制
勤務時間 8：30～17：15

### 5 訪問介護サービスの内容

指定訪問介護サービス提供に際しては、あらかじめ介護支援専門員が作成した「居宅介護サービス介護計画」に沿って、利用者の居宅を訪問し、次のサービスを提供します。

#### (1) 利用者の身体介護に関するサービス

入浴、排泄、食事及び通院の介助・身体の清拭・洗髪・衣服の着脱介助・その他必要な身体介護

ただし、通院等外出の際の移送サービスは含まれません。

#### (2) 利用者の家事支援に関するサービス

調理・衣類の洗濯・居室の清掃及び片付け・生活必需品の買い物・その他必要な家事

ただし、利用者本人にかかる家事の支援に限ります。

(3) 相談・助言に関するサービス

生活及び介護等に関する相談・助言、その他必要な相談・助言

6 訪問介護サービスの利用料金

(1) 身体介護

20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上は30分増すごとに
244円	387円	567円	82円追加

(2) 生活援助

20分以上45分未満	45分以上
179円	220円

(3) 身体介護及び生活援助

身体20分以上30分未満 +生活20分以上45分未満	身体20分以上30分未満 +生活45分以上70分未満	身体20分以上30分未満 +生活70分以上
244円	374円	439円
身体30分以上60分未満 +生活20分以上45分未満	身体30分以上60分未満 +生活45分以上70分未満	身体30分以上60分未満 +生活70分以上
452円	517円	582円

(注) ①上記(1)から(3)は、介護保険負担割合が1割の利用者の場合の利用料です。

②介護保険負担割合が2割又は3割の利用者の利用料は、(1)から(3)の2倍又は3倍になります。

③特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、緊急時訪問加算の適用場合があります。

④法定代理受領についての説明が必要な場合にはお知らせください。

(4) 初回加算 200円

(5) 利用料金の支払い

利用料は、原則、銀行振替をお願いしています。なお、お支払い方法に関してはご相談を承ります。

(6) 利用の中止等

急病、諸事情等利用者の都合による利用中止の場合には、必ず事前に当事業所までご連絡ください。事前の連絡のない中止の場合、キャンセル料をいただくことがありますので、ご注意ください。

利用者又は職員の感染症等を起因とする利用の中止等については、別途協議をさせていただきます。

また、利用中に利用者の体調が悪くなった場合には、サービスを中止することがあります。

その場合、ご家族に連絡の上適切に対応し、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます

## 7 交通費

通常の事業の実施地域以外での当事業所のサービスを希望される場合には、運営規程に定める交通費をいただきます。また、通院介助等外出介助に係る交通費は利用者負担となります。

## 8 苦情の受付について

### (1) 苦情相談窓口

- ① 苦情受付担当者 事業課長
- ② 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
- ③ 電話番号 0985－52－5131
- ④ 苦情解決責任者 事務局長

### (2) 当事業所における苦情相談窓口

- ① 苦情相談受付窓口（担当者） 管理者
- ② 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
- ③ 電話番号 0985－86－2017

### (3) 行政機関その他苦情受付期間

宮崎市役所 介護保険課	所在地	宮崎市橋通西1丁目1番1号
	電話番号	0985－21－1777
	受付時間	毎週月曜日～金曜日8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地	宮崎市下原町231-1
	電話番号	0985－35－5301
	受付時間	毎週月曜日～金曜日8：30～17：15

## 9 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

1 0 事故発生時の対応

事業サービス提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるよう努めます。

利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。ただし、利用者の過失等による事故について損害賠償は行いません。

1 1 提供するサービスの第三者評価の実施の有無：実施していない。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

社協ケアサポートセンター宮崎訪問介護事業所

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

家族代表者又は代理人 住 所

続 柄

氏 名

印